

西欧中世文書の史料論的研究：平成23年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ドリュモー，ジャン＝ピエール
レンヌ第2大学：元教授

高橋，一樹
国立歴史民俗博物館：准教授

城戸，照子
大分大学経済学部：教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932630>

出版情報：2012-03
バージョン：
権利関係：

電子環境下のアーカイブズとレコードキーピングに関する批判的考察 —マイケル・モスの議論を中心に—

清原 和之

はじめに

記録資料を支える支持体の紙から電子への媒体変化は、読み書きの慣習や人間と文書との関わり方など、我々が社会生活を営む上での根本を変化させつつあるが、このテクノロジーの衝撃は、アーカイブズ界でもパラダイムの転換を迫るほどの重大な問題として受け止められ、現在もなお白熱した議論が闘わされている。

これまでの紙資料をベースとした組織体の記録は、物理的な「モノ」として捉えることが可能であり、文書館の第一義的な機能は「保管庫」としての役割であった。しかし、「モノ」ではなく「情報」として捉えられる電子記録においては、物理的なスペースの問題は後景に退き、いかに情報の品質を維持・管理していくか、と言った問題に重点が置かれるようになった。こうしたなかで、記録を管理するための理論も新たなモデルが生み出されてきた。従来は、組織体における記録を業務上の利用頻度に応じて、「現用」「半現用」「非現用」の三段階に区分し、組織体に関わりを持つ現用・半現用段階をレコード・マネジメント、組織体から離れて文書館に移管され、保存される非現用段階をアーカイブズ管理として区別した「ライフサイクル論」が主流であった。しかし、デジタル化されネットワーク上でやり取りされる電子記録の世界は、記録自体に焦点をあて、物的移動を前提とした枠組みでは十分に捉えることは困難な状況となった。そこで誕生してきたのが、記録が作成され、保存され、利用される社会的コンテキストを重視し、記録を組織業務のプロセスと結びつけて捉えようとする「レコード・コンティニウム (Records Continuum) 論」である。

このレコード・コンティニウム論については、2000年代以降、日本でもいくつか紹介がなされており、精緻な解釈も試みられている¹。我が国では、この理論の実践的な適用については未だ至っておらず、各地で模索が進んでいる段階である。そのため、実践的側面を考慮した議論は盛んであるが²、ライフサイクル論からレコード・コンティニウム論へという理論の転換の方向性については概ね肯定的に受け止められているように思われ、コンティニウム論に真っ向から対立する批判はみられない。しかしながら、海外の専門家たちの間では、この潮流に否定的な立場の論者も存在する。その一人が、本稿で取り上げるマイケル・モス (Michael Moss) である。以下では、モスが電子環境下のアーカイブズをどのように捉え、なぜ、レコード・コンティニウム論を批判しているのかを考察し、人と組織、そして、記録をめぐる現代社会の問題点・課題を照らし出してみたい。そのために、まずは、レコード・コンティニウム論とはどのようなものなのか、その特徴をいくつか指摘しておこう。

1. レコード・コンティニウム論とレコードキーピング

レコード・コンティニウム論のモデルを提唱したのはオーストラリアのフランク・アップワードである。そして、彼と彼の同僚であるスー・マケミッシュをはじめとするモナッシュ大学の研究プロジェクト・チームによってこの理論が深化させられていった。レコード・コンティニウム論がライフサイクル論と異なるのは、従来のように「記録の一生」を時系列、ないし段階論で考えるのではなく、時間一空間の場において構造的に把握した点である。そこでは、レコードからアーカイブズへの経年変化による活用のされ方の違いや、紙媒体か電子媒体かといった物理的特性に焦点が当てられるのではなく、人間の様々な活動から生み出される記録、業務遂行上の記録や証拠としての価値をもつ

¹ 青山英幸、2005年；安藤正人、2003年；古賀崇、2007年；坂口貴弘、2004年；中島康比古、2005年、2007年、2008年。

² 安藤、2008年；坂口、2005年、2007年；中島、2003年、2006年(a)、(b)、2009年。

記録、記憶を留めるための記録など、時と場において多様な意味を帯びる記録の存在に光が当てられている。こうした行為者の諸行為と、様々な意味と用いられ方をする記録との関係を構造的に把握したのがレコード・コンティニューム論である。それゆえ、アップワードのモデルは、人間の活動をヨコ軸に、記録の諸相と存在の意味をタテ軸にして、時間と空間が結びついた4次元の広がりとして表現されている。

その第1次元は作成 (CREATE) と呼ばれ、そこでは行為の痕跡として「文書」(document) が作成される。次の第2次元：捕捉 (CAPTURE) では、document が「記録」(record) として捕捉される。第3次元：組織化 (ORGANISE) では、record が組織の記憶として組織化され、「組織記録」(archive) が形成される。そして、それらの記憶が複数化され、社会的、文化的、歴史的な集合的記憶が形成され、「社会記録」(archives) となる層が第4次元：多元化 (PLURALISE) である³。この4次元の広がりには、時間の経過を基盤としておらず、「瞬間的に」同心円上に広がる。document は record となった瞬間から archive および archives となる。つまり、記録は作成の瞬間から現用記録でもあり、歴史的記録でもあるものとして理解される⁴。

このレコード・コンティニューム論はオーストラリアの記録管理に関する国家規格 AS4390 の基礎となり、国際規格である ISO15489、さらには日本の国内規格 JIS-X0920-1 にも取り入れられることとなった。そして、この理論を実務面で適用させようとしたのが、DIRKS (Designing and Implementing Recordkeeping Systems) 方法論である。DIRKS は電子記録時代に対応するレコードキーピング・システムを設計し実施するための実践的方法論であり、オーストラリア国立公文書館とニューサウスウェールズ州記録局との共同開発によるシステム導入のためのマニュアルである。このような標準の策定もその一つであるが、レコード・コンティニューム論を実践するに至っては、社会体制の証拠としての記録をスムーズに体制内に取り込むために、作成・管理・移管・収集・保存・利用、最終処分などを適切に行うためのレコードキーピング体制の構築が志向される。組織が証拠に基づく説明責任 (accountability) を果たすことが常に求められるようになってきている現代社会にあっては、レコードキーピング体制の構築が不可欠、というわけである。

このレコードキーピング体制構築論では、記録が生み出される背景である組織の機能と活動に重点が置かれる。レコード・コンティニューム論では、記録を生み出した行為者の行為と記録との関係に焦点を当て、記録の使用目的ごとに「作成」「捕捉」「組織化」「多元化」の各次元を記録が移動するものと捉えられており、それゆえ、記録の発生源である組織の行為、活動、機能を分析し、理解し、場合によってはコントロールすることによって、記録の合理的管理を実現していこうとするのがレコードキーピング論である。このような組織の機能を分析することで記録を評価選別するという手法は、決して新しいものではなく、カナダやオランダでも試みられていたマクロ評価選別論に連なるものである⁵。こうしたアプローチにおいては、アーキビストは記録が作成される瞬間、あるいはその前から、記録がレコードキーピング体制へと円滑に取り込まれるよう関わっていくこととなる。もはや、アーキビストは記録を受け身で保管する者ではなく、体制内に進んで介入する者、あるいは組織の機能や実績をモニタリングする監査人へと変わっていかなければならない、とレコードキーピング論の支持者たちはいう⁶。

こうしたアーキビストの記録作成母体への介入を厳しく批判しているのが、マイケル・モスである。

³ レコード・コンティニューム論において、document を「文書」、record を「記録」、archive を「組織記録」、archives を「社会記録」とする訳語は、中島康比古氏の提唱しているものに従った。中島、2006年、6頁。

⁴ Sue McKemmish(1997) 2006年、204頁。

⁵ Theo Thomassen(2001) 2006年、Jean-Pierre Wallot(1991) 2006年、Terry Cook(1997) 2006年、坂口、2007年、中島、2009年、などを参照。

⁶ Cook, 前掲論文、2006年、156, 162頁。

レコード・コンティニューム、及び、レコードキーピングの考え方は当該組織が自らの行為の説明責任を果たすべく、その証拠としての記録を適切に維持、管理していくために生まれてきたのだが、そうした健全な体制づくりのどこに疑義を差し挟んでいるのか、以下では、これまで述べてきたコンティニューム論の考え方と対照させるかたちで、モスの議論をみていくこととする。

2. 電子環境下のアーカイブ⁷とは何か？

レコードキーピングの支持者たちはしばしば、ポストモダン・アーキビストと呼ばれる。フランク・アップワードやスー・マケミッシュらが編んだ『アーカイブズ：社会におけるレコードキーピング』（2005）のなかでも、ミシェル・フーコーやジャック・デリダの思想がたびたび引用されている⁸。この二人の思想家はともに、アーカイブズを「権力と支配の源泉、言表を形作るもの、社会を見るための新たな方法の決定要因」として捉えた⁹。フーコーは『知の考古学』（1969）のなかで、次のように述べている。「集積体（archive）とは、そのたちまちの逃走にも関わらず、言表の出来事を保護し、未来の記憶のために、その逃亡した戸籍を保持するものではない。それは、言表＝出来事の同一の根元で、またそれが与えられる集成のうちで、その〈言表可能性のシステム〉を最初から規定するものである」¹⁰。このようなアーカイブズの理解は、先に述べたような、単なる記録の「保管庫」に留まらない、作成以前から生み出される記録を規定しようとするようなシステムの構築可能性を示唆している。また、アーカイブの語源、「アルケー」（Arkhe）を引き合いにだし、その語が「始まり」と「掟」という二つの意味をもつことを想起させたデリダは、「記載の場所のない、反復の技術のない、何らかの外在性のないアーカイブは存在しない。外部のないアーカイブはない」と『アーカイブの病』（1995）のなかで語っている¹¹。この指摘は、アーカイブズ記述におけるコンテクスト重視の考え方を支えているものといえよう。

ある組織の機能や活動が他の組織に移されたり、業務のプロセスが急に変更されたり、組織自体の統廃合が行われたりと、現代は「組織の安定性が至る所で失われている時代」¹²である。こうした状況下において、従来重視されてきたような「出所」や「フォンド」の原則を構造的に維持していくことはほとんど不可能になってきており、そのために、組織の機能を重視した考え方が現れてきたのであった。また、電子環境下では、記録自体の境界が曖昧になってしまうために、媒体本体は重視されなくなり、変わって、機能のプロセス、すなわち、記録作成のコンテクストを重視する考え方が生まれてきた。それは、一連の記録が生み出されるまさにその「原因」を突き止めようとする理論である¹³。

マイケル・モスは、以上のようなポストモダン・アーキビストの議論はアーカイブのもつ証拠的価値を低く見積もるものである、として批判する¹⁴。物理的な意味での記録ではなく、組織業務のプロセスと記録のコンテクストを重視するような視角においては、デジタル・アーカイブのなかの「テキスト」それ自体は境界の不確かな流体となり、書かれた言葉、話された言葉に拘束されなくなってしまふ。アーカイブは証拠的価値の不確かな、不安定なテキストのコレクションとなる、とモスはいう。それでは、こうした電子環境下のアーカイブにおける記録の証拠的価値はどのように認識されるのであろうか。

アナログの世界においてドキュメントの証拠性を支えていたのは、その物理的存在に対する内と外

⁷ マイケル・モスは、電子環境下における‘archive’を様々な意味を持つものの纏まり、すなわち、多様な尺度の証拠的価値を帯びる document の集積として捉えている。

⁸ Sue McKemmish et al. ed., 2005.

⁹ Louise Craven, 2008, p. 14.

¹⁰ Michel Foucault(1969) 1981年、199頁。

¹¹ Jacques Derrida(1995) 2010年、1、17頁。

¹² Cook, 前掲論文、142頁。

¹³ 同、164-5頁。

¹⁴ Michael Moss, 2008.

両面からの、何らかの拘束性であった。すなわち、文書が拘束されていく過程（processes of binding）における、起草や草稿、署名、印鑑、宛先や日付などの見出し、挨拶文、結びの言葉、郵便スタンプなどは、真正性や正確性を支える些細な記録としての証拠性を支えるものであった。電子環境下において、拘束性を与えるものは外的に付与されるメタデータであるが、マケミッシュはレコードキーピングを可能とするために、「その作成時点において記録に付与され、場合によっては他の文書的情報オブジェクト（document-like information objects (DIO)）にも付与されるような、レコードキーピング・メタデータのセットが必要である」¹⁵と主張する。これに対してモスは、ドキュメントの真正性の確立はメタデータの作成時における記入によってではなく、様々なプロセスを経た後に付与される（拘束される）ものである、という。

ドキュメントの証拠性の維持を訴えるモスは、マケミッシュらの議論には「アーカイブ」の存在論的（ontological）状態についての基準や拘束性を与える属性の調査に関する議論が欠落している、と批判する。マケミッシュらはドキュメントを「ジャンル」という概念で捉えて、形式、フォーマット、媒体、コンテキスト、真正性、コンテンツ、目的、技術的特性、利用可能性の9つの観点から分類して分析する¹⁶。しかし、モスは、こうした区分はドキュメントの存在論的状态を理解しづらくするものであるという。そして、ドキュメントがオリジナルか否かについて存在論的に捉えるには、「技術的な処置」を講ずるのではなく、真正性の確立のための主要なメカニズムである「プロセス」と「文化的慣習」とを捉えるべきである、という。すなわち、形式の多様性や異なるタイプの形式、フォーマットの対応関係、形式の見出しやレイアウトなどを把握し、それらの類似したもの同士がどのようなプロセスを経ているのか、また、例えば、e ジャーナルにおいて、ドキュメントはある版元の編集や出版の過程を経ることで真実性を帯びるように、ドキュメントが生み出される文化的な慣習を把握することで、デジタル・オブジェクトの境界を定義づけようというのだ¹⁷。マケミッシュらとモスとの考え方の相違は、一方はドキュメントが作成された脈絡に主眼をおき、利用者にたいして記録を発見、識別、選択、利用しやすくするためにドキュメントを捉えるが、他方はドキュメントそれ自体の証拠的価値を重視し、ドキュメントをいかに作成者、ないし、受領者に結びつけるかを問題にしているために生じているものと思われる。なぜ、モスは電子環境下においてもドキュメントそれ自体に拘ろうとするのだろうか。

3. 機関としてのアーカイブズの機能とは何か？

マイケル・モスは「もし、我々が…すべてのドキュメントはなんらかの記録であるということを受入れるのであれば、それらのドキュメントはすべて、真正性と正確性を支える異なる度合いの拘束性を持つものとして理解される」¹⁸という。この指摘はマケミッシュらレコード・コンティニューム論の支持者たちのドキュメントとレコードを明確に区別する解釈とは異なっている。この両者の「document」と「record」の用語の用い方の違いは、「証拠とは何か」をめぐる解釈の違いからきているものと思われる。もう一度、レコード・コンティニューム論に立ち戻って、証拠的価値がどのように捉えられているのかを見てみよう。

マケミッシュは「archival document とは、価値がある限り証拠として保管されるような、業務の record」¹⁹である、という。つまり、中島康比古氏の解説に従えば、コンティニューム論における「アーカイブ的文書とは、証拠としての価値がある限り管理・保存すべきであると評価選別されて、レコードキーピング体制に捕捉された業務の記録」であり、「記録として捕捉された瞬間から常にアーカイブ的」である。それゆえ、単なる文書（document）は記録ではなく、アーカイブ的になる潜在的可能

¹⁵ Mckemmish, 前掲論文、213 頁。

¹⁶ Robert Hartland et al., 2005, p. 81.

¹⁷ Arthur Allison et al., 2005, pp. 368-369.

¹⁸ Moss, op. cit., p. 75.

¹⁹ 古賀崇、2007 年、107 頁。

性を持っているにすぎない²⁰。それゆえ、記録的価値が認められるか否かが評価される第2次元の「捕捉」が決定的に重要である、と言われる。

他方、モスは記録の持つ証拠的価値を程度の差として捉えている。document は全て、程度の異なる拘束性をもった記録であり、その文書が説明責任を果たすために用いられる場合でも、たとえ、悪意を持って偽造された場合でも、異なる意味で証拠としての価値をもつ、と主張している。

レコード・コンティニューム論では、ドキュメントがアーカイブ的文書となることを、証拠的価値をもった記録 (record) として捉える。これに対して、モスは、同じような複数の document 間の微細な差異 (異なる度合いの拘束性) のことを証拠として捉えている。このような両者の差異は、document を組織や社会における活動のコンテキストと記録生成のプロセスに結びつけて把握しようとする側と、あくまで存在論的に document を把握しようとする側との違いからきているものと言えよう。しかし、モスは、レコード・コンティニューム論の支持者たちが主張するような記録の生成プロセスへの介入によって、アーキビストが「解釈学的な権利」(the hermeneutic right)²¹をも保持してしまうことになる、として厳しい批判を向けている。どうしたことだろうか。

レコード・コンティニューム論は、公的アーカイブズ機関の役割を必然的に変化させる、とアン・ペダーソンは言う。彼女は、オーストラリアの公的アーカイブズ機関には、「各機関の管轄のもとにこれらのレコードキーピングの成果を高め、監査する強力で独立した権力が与えられるようになって」²²きた、と語っている。また、DIRKS 方法論の評価選別は、「政府機関がその活動の証拠としてどのような記録を作成・捕捉すべきか、そしてその記録を保存・利用する期間はどの程度の長さにすべきかを、政府機関自身の利用だけでなく、広く社会に偏在する利害関係者の利用を想定して決定することを意味している」、とされる。この場合、記録が作成される文脈としての政府機関の機能・活動・事務処理の位置づけによって記録の価値が測定され、それにより、「記録は典型的に価値付けが行われることとなるので、個々の記録が作成される以前に最終処分の方針を決めることが可能」となるのだ、という²³。このように、記録作成のコンテキストを精査し、個々の記録の典型的な価値付けを記録作成以前に行おうとすれば、たとえば、その後の諸活動の実施によって、最終処分方針が何度か見直された

り、当初の決定が覆ったりすることがあるとしても、予め決められた業務プロセスに沿った一連の記録が「アーカイブ的」なものとして捕捉されることには変わらない。モスはこの点をこそ、問題にしている。それでは、アーキビストの監督の下で作成された一連の記録以外の、プロセスから逸脱してしまったり、まったくレコードキーピング体制に捕捉されずに無視された文書はどうなるのか。

社会人類学者のマリリン・ストラセンは電子環境下のレコードキーピング・システム自体の不安定さや異常な動作によって残された記録を「ほつれた切れ端」(loose ends)と呼んで、次のように述べている。

民族学は意図されていなかったもの、反直観的なもの、予測できない事柄を明らかにする。そこでは、まとまりのなさは許容される。「ほつれた切れ端」のすべてを一致させる必要はない。逆に、それらは未来におけるなんらかの視座からの、唯一の資源となる情報かもしれない²⁴。

なぜ、一連の業務プロセスを反映させるような記録だけでなく、そこから外れたような「ほつれた切れ端」がアーカイブとして保存される必要があるのだろうか？モスは、あらゆるドキュメントが何らかの拘束性を帯びており、それゆえ、あらゆるものがなんらかの記録である、そして、多様な尺度

²⁰ 中島、2007年、8頁。

²¹ デリダ、前掲書、3頁。

²² アン・ペダーソン、2003年。

²³ 中島、2006年、22頁。

²⁴ Marilyn Strathern, 2000.

の記録のまとまりがアーカイブである、というように捉えていた。それゆえ、なんらかの証拠性を帯びた文書を保持するという過程を経たアーカイブは図書館や博物館などの収集物と同様、「コレクション」として捉えることができる、という。モスは、アーカイブズ機関も、他のコレクションを備えた機関も、登録 (registration) と参照 (reference) という行為を通した「信託上の法的機能」(fiduciary juridical function) という共通の属性を備えている、と論じる²⁵。

レコード・コンティニューム論で論じられるようなアカウントビリティの重視は、たとえそれが、市民への情報公開のためであったとしても、記録を作成する行為者自身や組織自体のための自己参照的なものに留まりがちである。しかし、多様な目的を持って訪れる研究者や市民などの利用者の視点に立ったとき、「ほつれた切れ端」まで登録しておくこと、そして、機関が所有するコレクションのなかのコンテンツを他のコンテンツと参照させたり、問合せやリクエストに応えたりすることは、コレクションを保持する機関としての重要な機能であろう。また、コレクションを適正かつ安全に管理し、コンテンツの真正性を保つために、アーキビストが責任のある行動を常に意識していることも、信託の維持につながる、とモスはいう。

アーカイブズ機関が持つもう一つの機能としてモスが挙げているのが、委託者から与えられる「信託上の保護」(fiduciary protection) である。近年のオーストラリアでは、アカウントビリティを強化しすぎたため、組織は法律・会計関係の記録を作成せざるにすませたり、ただちに廃棄したりするようになってきているという²⁶。また、イギリスでも、内閣府によって主導された e-ガバメントへの傾倒にもかかわらず、2001年に公刊された『電子記録管理のための e-ガバメントの政策構想 (e-Government Policy Framework for Electronic Records Management)』のなかでは、e-mail の使用の統制、及び、記録管理への失敗に注意が喚起された。2003年には electronic records management systems (ERMS)²⁷ が導入されることとなったが、モスは、イギリス国立公文書館 (TNA) の ERMS やオーストラリア国立公文書館 (NAA) の DIRKS 方法論のような新規構想のなかでの記録作成へのアーキビストやレコード・マネジャーの介入は、レコードキーパーの信託上の責務に関する重大な問題を浮上させることとなった、という。

従来は、イギリス政府における記録を保存するためのドキュメントの移管は、登録簿に書き込まれる過程を通して真正性が保証されていた。その登録の行為は多くが前任の行政官に委ねられていた。それゆえ、移管それ自体は業務を発生させる「フロント・オフィス」と、それらを記録する「バック・オフィス」とに明確に区別されていた。モスは、「もし、レコード・マネジャーが記録の管理と同様、記録作成の関係者となれば、彼らが妥協なしに信託上の責務を果たすことがどうして可能であろうか」、と疑問を投げかけている²⁸。

生成のプロセスに関わるようになったアーキビストは、アーカイブズの信用上の機能を危険に晒すことになる。そして、軽率にも、フロント・オフィスとバック・オフィスとを混同してしまう、とモスは主張する。委託者にとって、記録はフロント・オフィスを支えるためにバック・オフィスに送られ、提供された記録は後にそのコンテンツが法的な価値が証明されるように、維持される。また、アクセスが制限されている安全な保管場所への文書や記録の伝達は、後から起こりうるような誤表象から作成者を保護するものである。しかし、同時に、公認されていないままの記録の暴露 (disclosure) や破棄 (destruction) を防ぐために、委託者への提供を制限することもまた、アーカイブズ機関には求められている。こうした機能が維持されることで、委託者からも市民からも信用が与えられるのである。

アーカイブズ機関の「信託上の機能」を述べた後、モスはサー・ヒラリー・ジェンキンソンの「証

²⁵ Moss, 2008.

²⁶ ペダーソン、前掲論文。

²⁷ ERMS については、青山英幸、2005年、179-185頁を参照。

²⁸ Moss, 2005.

拠の神聖性」を宣言した言葉を引き合いに出す。アーキビストは証拠性の守護者としての立場に留まるべきである、と唱えるモスが強く警告しているのは、レコードキーピング体制の構築と、アーキビストの記録作成プロセスへの介入によってもたらされる「監査社会」、そして、その社会における人間関係相互の信頼の揺らぎである。

4. 監査文化と信頼

レコードキーピングの要点はアカウントビリティと監査におかれる。アカウントビリティを果たすには、社会行為の当事者や組織が、自らの行為の正当性を、適正な証拠を示して説明することが可能なように、社会の内部にレコードキーピング体制を構築していくことが必要である。そして、この体制づくりには社会的合意を取り付けておくことが不可欠であり、そのために、レコード・マネジャーやアーキビストはレコードキーピングの必要性を訴えていかなければならない。そして、組織が説明責任を果たせるよう、レコード・マネジャーやアーキビストは組織の記録作成のプロセスに積極的に関わり、組織の監査役を努めなければならない。日本でも、情報公開法(2001)や公文書管理法(2011)の成立に象徴されるように、説明責任を果たし、個人や組織の活動の透明性を高めていくような社会体制づくりは着々と進んでいるように思われる。しかし、他方では、政府の腐敗や企業の不祥事は後を絶たない。こうした社会において、信頼とは何を意味するのだろうか。アカウントビリティへの要求と監査の拡大のなかで、信頼はどのように保たれているのであろうか。

アンソニー・ギデنزによれば、信頼(trust)とは、人ではなく、象徴的通標(‘symbolic token’)や専門家システムの抽象的な能力に与えられるものである²⁹。貨幣が信頼されているのは、個々の取引相手を信頼しているからではなく、貨幣それ自体の通標としての価値を尊重しているからである。また、我々の日常の様々な行為は科学技術上の成果や職業上の専門知識に支えられている。車や飛行機がどういう仕掛けで動くのかとか、携帯電話やパソコンがどういう仕組みでできているのかといった専門的知識を知らなくても、我々は専門家たちの作り出したシステムを信頼している。マイケル・パワーは、こうした複雑なシステムの発達による、没個人的な原理に基づいた信頼が社会的な経験に対して欠くことのできないものになれば、人は監査人および監査プロセスそのものを信頼するようになるという。彼は、監査の爆発的拡大が、リスクを処理する必要性への対応として本当のリスクを覆い隠し、表面的な検証の儀式になってしまう可能性を主張し、その儀式化された監査を信頼してしまう危険性を示唆している³⁰。

パワーは、アカウントビリティに対しては儀式化された監査を受けていれば安心である、というような行為者の態度を問題にしている。監査の増大はアカウントビリティの改善のために起こったのだが、監査の儀式化によって、説明することが説明を回避する方法の一つになってしまう。こうしたアカウントビリティの行き詰まりに対して、ストラセンは、(監査の必要条件を満たす)アカウントビリティと(責任が果たせているかどうかの)レスポンシビリティとを区別した議論を展開する。たとえば、政府は様々な説明責任の検査をパスするかもしれないが、公衆の認識においては、それが義務履行能力と必ずしも同一視されるわけではない。そして、モスは、アーカイブが公開性と監査の高まりによって歪められてしまう危険性を示唆する。

もし、記録とは何かという問いが、監査による構築物であるとしたら、パブリック・セクターは、情報公開によって引き出される透明性のためにさらに規制され、アーカイブは出来事の非常に歪められたバージョンを提供するだけになろう³¹。

²⁹ Anthony Giddens(1990) 1993年、35-53頁。

³⁰ Michael Power(1997) 2003年、第6章。

³¹ Moss, 2006, p. 229.

モスが「監査文化」(audit culture)という言葉を用いて懸念しているのは、ただ単にアカウンタビリティを果たせばいい、監査をパスすればいいといったような、ギデンズのいう「脱埋め込みのメカニズム」に寄せられる信頼が増大していくような状態に対してである。そうした「監査文化」では、説明責任は果たしていたとしても、実際上の行為が伴わなくなる。それはやがて、信用の動揺に、さらに悪化すれば、不信の拡大へとつながっていくであろう。

レコードキーピングは単なる記録の保存だけで終わってしまうものではない。問題の核心は、それを支える統治と実践と構造にある、とモスはいう³²。イギリスの各政府機関では近年、レコードキーピングのための新たな取り組みが試みられている。2008年にはTNAにより政府の知識と情報の管理のためのネットワークや知識協議会の設置が呼びかけられ、この新規構想は内閣秘書官のサー・ガス・オドネイルの協力を得て進められた。彼は「情報は重要である」(Information Matters)という戦略プランに序文を寄せただけでなく、電子環境内部のレコードキーピング・システムを改良する責務(responsibility)とともに、内閣府内に知識と情報の管理部門を設立した³³。モスは、電子環境下においても、公務員の「道徳的作用」(moral agency)を回復させ、公務員自らがレコードキーピングや知識と情報のマネジメントに積極的に関わることの重要性を訴えている。

おわりに

本稿では、マイケル・モスの議論を中心に、レコード・コンティニューム論やレコードキーピングを批判的に検討することで、電子環境下におけるアーカイブズとは何か、ということについて考察してきた。モスの主張の要点は、以下の3つにまとめられよう。まず第一に、電子環境下のアーカイブは組織の機能やコンテキストによって捉えられるのではなく、様々な度合いの拘束性をもったドキュメントとして把握すべきであるということ、そして、第二に、機関としてのアーカイブズの機能は、組織の記録作成プロセスに対する監査ではなく、コレクションの信託上の保護にあるということ、第三に、監査文化によって浸食された信頼を回復させ、レコードキーピングへの公務員の積極的関与を促すこと、である。

モスは、彼自身しばしばジェンキンソンの言葉を引用しているように、記録の証拠的価値の保護者としての立場を固持するネオ・ジェンキンソン主義者といえるだろう。それゆえ、コンティニューム論を支持する立場のアーキビストによる記録の作成プロセスへの介入に対しては、かなり辛辣な批判が向けられていた。しかし、あえて2つの立場を対照させてみていくことで、documentやrecord、archiveの捉え方の違いを明確にすることができた。特に、レコード・コンティニューム論の第1次元と第2次元にあたるdocumentとrecordとをどのように捉えるか、という点は証拠をどのように考えるのかに関わる重要な問題である。また、アーカイブズの機能に関しても、とりわけ場所を問わない電子記録の登場以降、「脱保管」(post-custodial)という用語が散見されるが、モスのいう「信託上の機能」はアーカイブズ機関の持つ適正な保護のもとでの「保管」という役割について、再考を促すものである。それは、アーカイブズ機関の独立性、当該組織との距離に関わる重大な問題であろう。アーキビストはどこまで、あるいは、どのように参与すべきなのであろうか。

本稿ではモスの主張に寄り添って叙述していったため、レコード・コンティニューム論の支持者たちの主張を詳細に検討することができなかった。レコードキーピングやマクロ評価選別論が生まれてきた背景には、記録は単に組織内だけで通用していればいいというわけではなく、社会に対して開かれていなければならない、という認識の高まりがあったためである。それゆえ、記録の作成されるコンテキストとしての組織の機能を、社会という環境の中において理解しようとしている点に、この理論の大きな特徴がある。そこで重視されるのがアカウンタビリティという観点だが、それは組織業務の説明責任に留まるものではない。マケミッシュは「組織的」「民主的」「歴史的」アカウンタビリテ

³² Moss, 2011, pp. 418-420.

³³ Information matters, 2008; 中島康比古, 2011年も参照。

ィという3つの類型でアカウントビリティを捉えている³⁴。このアカウントビリティと、実際の責務の問題であるレスポンシビリティとをどのように結びつけて考えていけばよいのか。モスのような主張は、その国固有のコンテクストも大きく作用しているようである。そうした点にも十分配慮しつつ、記録とは何か、何のためにそれは作られるのかについて、考察を深めていきたい。

【参考文献】

- Allison, Arthur, James Currall, Michael Moss, and Susan Stuart, “Digital identity matters”, *Journal of the American Society for Information Science and Technology*, 56(4), 2005, pp. 364-372.
- Cook, Terry, “What is past is prologue: a history of archival ideas since 1898, and the future paradigm shift”, *Archivaria*, Vol. 43, 1997, pp. 17-63. [塚田治郎訳「過去は物語の始まりである—1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」、『入門 アーカイブズの世界』、2006年、117-186頁]
- Cook, Terry, “Beyond the screen: the records continuum and archival cultural heritage”, Australian Society of Archivists 2000 Conference, Melbourne, Aug. 18, 2000 [古賀崇訳「スクリーンの向こう側—レコード・コンティニュームとアーカイブズにおける文化遺産」、『入門 アーカイブズの世界』、2006年、219-250頁]
- Craven, Louise, ed., *What are Archives?: Cultural and Theoretical Perspectives: A Reader*, Ashgate, 2008.
- , “From the Archivist’s Cardigan to the Very Dead Sheep: What are Archives? What are Archivists? What do They Do”, Craven, Louise ed., *What are Archives?: Cultural and Theoretical Perspectives: A Reader*, Ashgate, 2008, Chapter 1, pp. 7-30.
- Derrida, Jacques, *Mal d’Archive: Une impression freudienne*, Editions galilee, Paris, 1995 [福本修訳『アーカイヴの病—フロイトの印象』法政大学出版局、2010年]
- Foucault, Michel, *L’Archeologie du Savoir*, Editions Gallimard, 1969 [中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社、1981年]
- Giddens, Anthony, *The Consequences of Modernity*, Polity Press, 1990 [松尾精文、小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結—』而立書房、1993年]
- Information matters: building government’s capability in managing knowledge and information, HM Government, 2008.
<http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/information-matters-strategy.pdf>
- McKemmish, Sue, “Yesterday, today and tomorrow: a continuum of responsibility”, *Proceedings of the Records Management Association of Australia 14th National Convention*, Parth, Sep. 15-17, 1997. [坂口貴弘、古賀崇訳「きのう、きょう、あす—責任のコンティニューム」、『入門 アーカイブズの世界』、2006年、187-218頁]
- McKemmish, Sue, Michael Piggott, Barbara Reed and Frank Upward ed., *Archives: Recordkeeping in Society*, New South Wales: Centre for Information Studies, Charles Sturt University, 2005.
- Moss, Michael, “The Hutton Inquiry, the President of Nigeria and What the Butler Hoped to See”, *English Historical Review*, Vol. CXX. No. 487, 2005, pp. 577-592.
- , “The function of the archive”, Alistair Tough and Michael Moss ed., *Record Keeping in a Hybrid Environment*, 2006, pp. 227-243.
- , “Opening Pandora’s Box: What is an Archive in the Digital Environment?”, Craven, Louise ed., *What are*

³⁴ McKemmish, 2006年、200頁。中島康比古氏は、「歴史的アカウントビリティ」を「世代間アカウントビリティ」と捉え、その責任の主体には社会的機能を遂行する／した組織全体とともに、そうした機能を付託している／した同時代の社会／世代全体もまた含まれるのではないかと述べている。中島、2009年。

- Archives?: Cultural and Theoretical Perspectives: A Reader*, Ashgate, 2008, Chapter 4, pp. 71-87.
- , “Is it a question of trust or why are we afraid to go to Nineveh?”, *Archival Science*, 11, 2011, pp. 409-425.
- Power, Michael, *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University Press, 1997 [國部克彦訳『監査社会—検証の儀式化—』東洋経済新聞社、2003年]
 - Strathern, Marilyn, “Virtual Society? Get Real! Abstraction and decontextualisation: an anthropological comment or: e for ethnography”, 2000. <http://www.virtualsociety.sbs.ox.ac.uk/GRpapers/strathern.htm>.
 - Thomassen, Theo, “A first introduction to archival science”, *Archival Science*, Vol. 1, 2001, pp. 373-385. [石原一則訳「アーカイブズ学入門」、『入門 アーカイブズの世界』、2006年、47-64頁]
 - Tough, Alistair and Michael Moss ed., *Record Keeping in a Hybrid Environment: Managing the creation, use, preservation and disposal of unpublished information objects in context*, Chandos Publishing, 2006.
 - Wallot, Jean-Pierre, “Building a living memory for the history of our present: new perspectives on archival appraisal”, *Journal of the Canadian Historical Association*, Vol. 2, 1991, pp. 263-282 [塚田治郎訳「現代の歴史を生きた記憶として刻印する—アーカイブズ評価選別の新しい視点」、『入門 アーカイブズの世界』、2006年、81-115頁]

[邦語文献]

- 青山英幸『電子環境におけるアーカイブズとレコード：その理論への手引き』岩田書院、2005年。
 - 安倍尚紀「社会学によるアーカイブズ論のための基礎的考察—2つの情報社会論—」国文学研究資料館編『アーカイブズ情報の共有化に向けて』岩田書院、2010年。
 - 安藤正人「アーカイブズ学の地平」、国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学（上）』柏書房、2003年、166-186頁。
- 「レコードキーピングとアーカイブズ—現代の記録管理を考える—」『情報の科学と技術』58(11)、2008年、535-541頁。
- ウィルソン, イアン・E.「カナダ国立図書館公文書館における政府のアーカイブズおよび歴史上の記憶の保存について」『アーカイブズ』Vol. 18, 2005年、49-59頁。
 - 記録管理学会、日本アーカイブズ学会編『入門 アーカイブズの世界—記憶と記録を未来に—』日外アソシエーツ、2006年。
 - 古賀崇「レコードキーピングをめぐる—考察：マケミッシュ、クックの論考をもとに」『レコード・マネジメント』No. 53, 2007年、89-107頁。
 - 小谷允志『今、なぜ記録管理なのか—記録管理のパラダイムシフト—コンプライアンスと説明責任のために—』日外アソシエーツ、2008年。
 - 坂口貴弘「記録連続体の理論とその適用—記録の評価選別における機能分析プロセスを例に—」『レコード・マネジメント』No. 47, 2004年、15-33頁。
- 「オーストラリア連邦政府のレコードキーピング：リテンション・スケジュールと記録処分規定の比較を通して」『レコード・マネジメント』No. 49, 2005年、39-56頁。
- 「評価選別の理論と構造を考える」『京都大学大学図書館研究紀要』(5), 2007, pp. 1-15.
- スタッキー, スティープ,「オーストラリア国立公文書館の役割—政府機関の記録管理の視点から—」『アーカイブズ』Vol. 18, 2005年、14-24頁。
 - 中島康比古「電子化時代の評価選別論—オーストラリアの DIRKS 方法論について—」『アーカイブズ』Vol. 13, 2003年、41-50頁。
- 「レコード・コンティニュームが問いかけるもの」『レコード・マネジメント』No. 49, 2005年、20-38頁。
- 「レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュームと DIRKS 方法論」『レコード・マネジメント』No. 51, 2006年(a)、3-24頁。
- 「総論：情報を捨てる。情報を残す。—アーカイブズの評価選別論の視点から—」『情報の科学と

技術』56(12)、2006年(b)、554-558頁。

——『アーカイブズ：社会におけるレコードキーピング』を読みながら考えたこと『レコード・マネジメント』No. 54, 2007年、3-11頁。

——「人が記録と向き合うとき—大文字の記録だけでなく—」『レコード・マネジメント』No. 56, 2008年、58-74頁。

——「マクロ評価選別の昨日、今日、明日」『レコード・マネジメント』No. 57, 2009年、3-24頁。

——「イギリス国立公文書館の近年の取組—電子情報・記録の管理を中心に—」『北の丸—国立公文書館報—』第43号、2011年、170-184頁。

・ペダーソン, アン, 「オーストラリアのアーカイブズ (Archivae Australis) : 1945年から現在までのオーストラリアのアーカイバル・アプローチ序説」、日本アーカイブズ学会発足準備大会講演、2003。

http://www.jsas.info/reports/031004preCon/Lec2/Lec2_F.htm.